

2020年7月27日

中華人民共和國 最高人民法院民事審判第三庭御中

一般社団法人日本知的財産協会  
常務理事 武田 泰治

「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干  
問題に関する解釈（意見募集稿）」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業960社を含む、1326社（2020年7月27日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）」について精査させていただきます。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長 志村 勇  
連絡担当：古谷 真帆  
TEL：81-3-5205-3433  
FAX：81-3-5205-3391  
Email：furuya@jipa.or.jp

「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）に対するコメント ①

件名	秘密保持措置の解釈（１）
現状／問題点	<p>第 6 条において、「権利者は、侵害被疑行為の発生前に講じていた相応の秘密保持措置を挙証して証明しなければならない。当該秘密保持措置は、営業秘密の商業的価値、重要度等に相応しいものでなければならない。」旨が規定されており、重要な秘密情報と通常秘密情報を同等に管理していた場合に、前者について秘密保護措置が足りないものとして、営業秘密としての保護が及ばなくなる様に読める懸念がある。</p>
改善希望	<p>秘密保護措置として必要な管理レベルは、情報の軽重に応じて相対的に変化すべきではなく、この程度の管理さえしていれば秘密保護措置として認められるという基準を明確化することを要望する。</p> <p>企業など営業秘密を有する主体において、重要な情報をより手厚く管理することは、自主的な取り組みとして推奨されるべきことではあるが、他方、万一の営業秘密漏洩・流用の際に営業秘密としての法律上の保護を受けるために必要な最低限の秘密保護措置の程度については、絶対的な基準がある方が日々の秘密管理上も営業秘密の保護の観点からも望ましいものとする。</p>
関連する法令等	特になし。

「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）に対するコメント ②

件名	秘密保持措置の解釈（２）
現状／問題点	<p>第 6 条において、「共有営業秘密については、各共有者とも相応の秘密保持措置を講じなければならない。」旨が規定されており、一主体が相応の秘密保持措置を講じていても、その他の共有者においてそれを欠いている場合には、営業秘密としての保護が及ばなくなる懸念がある。</p>
改善希望	<p>他共有者において相応の秘密保持措置が欠いていても、営業秘密保護を求める当該主体において相応の秘密保護措置を講じている場合には、営業秘密としての保護は認められるとの内容にすることを要望する。</p> <p>共有営業秘密に関する定めは今までの司法解釈では見られず、今回が初見かと考える。企業など営業秘密を有する主体において、共有者がいる場合に各共有者における秘密保護措置を徹底させる事は、自主的な取り組みとして推奨されるべきことではあるが、他方、万一の営業秘密漏洩・流用の際に営業秘密としての法律上の保護を受ける際に、自身は秘密保護措置を満たしていたのに、他の共有者の不十分な秘密保護措置の為に保護が認められないのは、日々の秘密管理上の負担も大きくまた営業秘密の保護の観点からも望ましくないものとする。</p>
関連する法令等	特になし。

「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）に対するコメント ③

件名	挙証責任の転換
現状／問題点	<p>第 8 条において、「権利者が提示した初歩的な証拠により、その主張する営業秘密について相応の秘密保持措置を講じたこと、かつ、被疑侵害者が営業秘密を獲得するルート又は機会を有しており、営業秘密侵害の可能性が高いことが証明された場合には、被疑侵害者は、当該営業秘密が公衆に知られているものであること、若しくは、営業秘密侵害行為が存在しないことについて挙証責任を負うことになる。」旨が規定されており、これは反不正競争法 32 条にかかる司法解釈と考えるが、当該条項に規定する内容とほぼ同等の内容をと思われ、法律の条項の適用に関する詳細な説明になっていない懸念がある。</p>
改善希望	<p>挙証責任の転換が生じる事につき、必要な要件となる「営業秘密が侵害されたことの適正な証明」（反不正競争法 32 条の文言）または「営業秘密侵害の可能性が高いことの証明」（今回の司法解釈 8 条の文言）の具体的なレベル感について、詳しい説明を本司法解釈でいただけることを要望する。このことは反不正競争法 32 条適用の予見可能性を高める事につながり営業秘密の保護の観点から望ましいものとする。</p>
関連する法令等	特になし。

「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）に対するコメント ④

件名	刑事事件の審理を理由とする民事事件の審理中止に関する規定の明確化
現状／問題点	第 17 条において、「ただし、権利者が保護を請求する情報が営業秘密に当たらない場合、若しくは、事件の証拠により、被疑侵害者が営業秘密を侵害していないことを認定できる場合を除く。」旨が規定されており、刑事事件が係属している場合でも、営業秘密性の判断および侵害の該否に関する判断はなされることになり、前半の規定と矛盾している。
改善希望	刑事事件係属時に民事事件の審理中止に関する基準の明確化を要望する。具体的には 「当事者が、同一の侵害被疑行為に係る営業秘密侵害犯罪の刑事事件が審理中であることを理由に、営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理中止を請求した場合、人民法院は通常これを支持しなければならない。ただし、権利者が保護を請求する情報が営業秘密に当たらないことが明らかである場合、若しくは、事件の証拠により、被疑侵害者が営業秘密を侵害していないことを明らかに認定できる場合を除く。」としていただきたい。
関連する法令等	特になし。